# 福島県立須賀川創英館高等学校 父母と教師の会会則

## 第1章 総則

(名称及び事務局)

第1条 本会は、福島県立須賀川創英館高等学校父母と教師の会と称し、事務局を同校内に置く。

(目的

第2条 本会は、本校の父母と教師が協力して学校、家庭及び地域社会における教育の振興に努め、生徒の健全な発達を図ることを目的とする。

(会員)

第3条 本会は、本校の生徒の保護者及び教職員をもって組織する。

## 第2章 事業

(事業)

- 第4条 本会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。
  - ア 生徒の進路対策のための事業
  - イ 生徒の生活指導のための事業
  - ウ 生徒の保健衛生、福利厚生及び社会参加のための事業
  - エ 会員相互の連絡や情報共有のための事業
  - オ その他、学校、家庭及び地域社会における教育の振興を図るための事業

## 第3章 役員

(役員及び任期)

第5条 本会に、次の役員を置く。

ア 会 長 1名

イ 副会長 3名(うち1名は教頭)

ただし、令和4年度及び令和5年度については4名とし、うち1名は教頭、1名は旧長沼高校保護者とする。

- ウ 監 事 3名
- 工 幹 事 若干名
- 2 任期は1年とし、再任を妨げない。補欠役員の任期は、その前任者の残任期間とする。

(役員の選出)

第6条 役員は、次により選出する。

- ア 会長、副会長及び監事は、総会において選出する。
- イ 幹事は、会長が委嘱する。

(役員の任務)

第7条 役員は、次の任務を行う。

- ア 会長 本会を代表し、会務を統括する。
- イ 副会長 会長を補佐し、会長に事故などのある時は代行する。
- ウ 監事 本会の会計を監査する。
- エ 幹事 本会の会議開催、会計、及びその他必要な事務を司る。

(顧問)

第8条 本会に顧問を置くことが出来る。顧問は、役員会の同意を得て会長が委嘱する。顧問は、会長の諮問に応ずる。

## 第4章 委員会

(学年委員会)

- 第9条 本会に各学年の委員会を置き、各学年の行事、その他について連絡調整を行う。
  - 2 各委員会は、会長が委嘱する各クラス約2名の保護者、及び若干名の教職員をもって構成し、各委員会の互選に より委員長1名を選出する。

- 第10条 本会に次の専門委員会を置き、各所管事業を行う。
  - ア 進路対策委員会 生徒の進路指導や進路対策等に関する事項
  - イ 生活指導委員会 生徒の生活指導や健全育成活動の推進等に関する事項
  - ウ 環境整備・地域連携委員会 生徒の保健衛生、福祉厚生及び社会参加の促進等に関する事項
  - エ 広報委員会 広報や会員相互の情報共有に関する事項
  - 2 各委員会は、会長が委嘱する各クラス約2名の保護者、及び若干名の教職員をもって構成し、各委員会の互選により委員長1名を選出する。
  - 3 委員は、学年委員会の委員を兼ねることができるが、委員長は、専門委員会の委員長を兼ねることはできない。

## 第5章 会議

(総会)

- 第11条 総会は、全会員を以て構成し、次の事項を議決する。
  - ア 前年度事業報告及び決算について
  - イ 当年度事業計画及び予算について
  - ウ 役員改選について
  - エ その他本会事業の重要事項について
  - 2 開催は、年に1回とするが、必要に応じて臨時総会を開くことができる。
  - 3 議長は、会長が指名する。
  - 4 総会の議事は、出席者の過半数を以て決定する。

(役員会)

- 第12条 役員会は、第5条の役員、第9条の専門委員、及び第10条の学年委員で構成し、次の事項を審議する。
  - ア総会提出議案の審議
  - イ 重要事項の協議
  - 2 必要に応じて開催し、議長は会長があたる。
  - 3 翌年度の定例総会終了時までその機能を有する。

(専門委員会)

第13条 専門委員会は、必要に応じて開催し、議事は委員長が司る。

(学年委員会)

第14条 学年委員会は、必要に応じて開催し、議事は委員長が司る。

(校長)

第15条 校長は、学校運営上、総会及び役員会に出席し意見を述べると共に、徴収金の執行を監督し、本会の運営に参加する ことができる。

## 第6章 会計

(会計)

- 第16条 本会の経費は入会金、会費、事業収益金、寄附金及びその他の収入をもってこれにあてる。
  - 1 本会の入会金及び会費は、総会にて決定する。

(会計年度)

第17条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(帳簿)

- 第18条 本会に次の帳簿を備え付ける。
  - ア 会員名簿
  - イ 役員名簿
  - ウ 会計簿

## 第7章 補則

(会則改正)

第19条 本会の会則を変更する場合は、総会の議決を要する。

(細則)

- 第20条 会長は、会務を処理するために必要な事項に関して細則を定めることができる。
- 第21条 本会の事業運営のため、独立採算制の特別会計を設けることができる。
- 第22条 本会の事務処理のため、職員を雇用することができる。

附則

1 本会則は、令和4年4月1日より施行する。

# 福島県立須賀川創英館高等学校 父母と教師の会細則

- 第1条 この細則は、会則第20条の規定に基づき、会則の施行に関し、必要な事項を定めることを目的とする。
- 第2条 生徒が他校に転出または中途退学をした場合、すでに納入された入会金及び会費は、還付しない。
- 第3条 生徒が他校から本校に転入学した場合は、入会金及ひ転入学年以降の会費を納入するものとし、転入学年の会費は、転 入学時に納入する。
- 第4条 生徒及び会員の慶弔に対する贈呈金は、次のとおりとする。
  - ア 生徒の死亡

- 10,000円及び花環一基又は生花
- イ 会員(保護者及び教職員)の死亡 10,000円及び花環一基又は生花
- ウ 教職員の配偶者の死亡
- 10,000円及び花環一基又は生花
- エ 教職員の父母、子女、並びに同居の義父母及び祖父母の死亡
  - 5,000円及び花環一基又は生花
- オ 教職員の病気(入院2週間以上) 3,000円
- カ 生徒又は会員の災害
- 協議により決定する。
- 2 その他の特別の事情が生じた場合は、協議の上決定する。

# 福島県立須賀川創英館高等学校 生徒活動後援会会則

第1章 総則

(名称及び事務局)

第1条 本会は、福島県立須賀川創英館高等学校生徒活動後援会と称し、事務局を同校内におく。

第2条 本会は、本校の体育、文化、その他の生徒活動の振興により、生徒の健全なる育成を図ることを目的とする。 (会員)

第3条 本会は、本校の生徒の保護者をもって組織する。

第2章 事業

(事業)

第4条 本会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

ア 体育、文化、その他の生徒活動の振興に関すること。

イ その他、生徒の健全育成に関すること。

第3章 役員

(役員)

第5条 本会に、次の役員を置く。

ア 会 長 1名

イ 副会長 3名(うち1名は教頭)

ただし、令和4年度及び令和5年度については4名とし、うち1名は教頭、1名は旧長沼高校保護者とする。

- ウ 監 事 3名
- 工 幹 事 若干名
- 2 任期は1年とし、再任を妨げない。補欠役員の任期は、その前任者の残任期間とする。

(役員の選出)

第6条 役員は、次により選出する。

ア 会長、副会長及び監事は、総会において選出する。

イ 幹事は、会長が委嘱する。

(役員の任務)

- 第7条 役員は、次の任務を行う。
  - ア 会長 本会を代表し、会務を統括する。
  - イ 副会長 会長を補佐し、会長事故ある時は代行する。
  - ウ 監事 本会の会計を監査する。
  - エ 幹事 本会の会議開催、会計及びその他必要な事務を司る。

(顧問)

第8条 本会に顧問を置くことが出来る。顧問は、役員会の同意を得て会長が委嘱する。顧問は、会長の諮問に応ずる。

#### 第4章 会議

(総会)

- 第9条 総会は、全会員を以て構成し、次の事項を議決する。
  - ア 前年度事業報告及び決算について
  - イ 当年度事業計画及び予算について
  - ウ 役員改選について
  - エ その他本会事業の重要事項について
  - 2 開催は、年に1回とするが、必要に応じて臨時総会を開くことができる。
  - 3 議長は、会長があたる。ただし、合同総会の場合はこの限りにあらず。
  - 4 総会の議事は、出席者の過半数をもって決定する。

(役員会)

- 第10条 役員会は、第5条の役員で構成し、次の事項を審議する。
  - ア総会提出議案の審議
  - イ 重要事項の協議
  - 2 必要に応じて開催し、議長は会長があたる(合同役員会を除く)。
  - 3 翌年度の定例総会終了時までその機能を有する。

(校長)

第11条 校長は、学校運営上、総会及び役員会に出席し意見を述べると共に、徴収金の執行を監督し、本会の運営に参加する ことができる。

#### 第5章 会計

(会計)

第12条 本会の経費は入会金、会費、寄附金及びその他の収入をもってこれにあてる。本会の入会金及び会費は、総会にて決定する。

(会計年度)

第13条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(帳簿)

- 第14条 本会に次の帳簿を備え付ける。
  - ア 会員名簿
  - イ 役員名簿
  - ウ 会計簿

## 第6章 補則

(会則改正)

第15条 本会の会則を変更する場合は、総会の議決を要する。

(細則)

- 第16条 会長は、会務を処理するために必要な事項に関して細則を定めることができる。
- 第17条 本会の事業運営のため、独立採算制の特別会計を設けることができる。
- 第18条 本会の事務処理のため、職員を雇用することができる。

附則

1 本会則は、令和4年4月1日より施行する。

## 福島県立須賀川創英館高等学校 生徒活動後援会細則

- 第1条 この細則は、会則第15条の規定に基づき、会則の施行に関し、必要な事項を定めることを目的とする。
- 第2条 生徒が他校に転出または中途退学をした場合、すでに納入された入会金及び会費は、還付しない。
- 第3条 生徒が他校から本校に転入学した場合は、入会金及び転入学年以降の会費を納入するものとし、転入学年の会費は、転入学時に納入する。

#### 附則

1 この細則は、令和4年4月1日から施行する。

# 福島県立須賀川創英館高等学校 碧の会会則

第1章 総則

(名称及び事務局)

第1条 本会は、福島県立須賀川創英館高等学校碧の会と称し、事務局を同校内に置く。

(目的)

第2条 本会は、本校の諸団体及び地域社会との連携により、生徒の健全な育成と福祉の増進を図ることを目的とする。 (会員)

第3条 本会は、一般会員及び特別会員をもって組織し、会員の区分は次のとおりとする。

ア 一般会員は、本校の生徒の保護者とする。

イ 特別会員は、本校父母と教師の会の旧会員及びその他本会の目的に賛同するものとする。

## 第2章 事業

(事業)

第4条 本会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

ア 本校の諸団体及び地域社会と連携した生徒の健全育成や福祉増進に関する事業

イ その他、本会の目的を達するために必要な事業

## 第3章 役員

(役員及び任期)

第5条 本会に、次の役員を置く。

ア 会 長 1名

イ 副会長 2名(うち1名は教頭)

ウ 監 事 3名

工 幹 事 若干名

2 任期は1年とし、再任を妨げない。補欠役員の任期は、その前任者の残任期間とする。

(役員の選出)

第6条 役員は、次により選出する。

ア 会長、副会長及び監事は、総会において選出する。

イ 幹事は、会長が委嘱する。

## (役員の任務)

第7条 役員は、次の任務を行う。

ア 会長 本会を代表し、会務を統括する。

イ 副会長 会長を補佐し、会長の事故などのある時は代行する。

- ウ 監事 本会の会計を監査する。
- エ 幹事 本会の会議開催、会計、及びその他必要な事務を司る。

(顧問)

第8条 本会に顧問を置くことが出来る。顧問は、役員会の同意を得て会長が委嘱する。顧問は、会長の諮問に応ずる。

#### 第4章 会議

(総会)

- 第9条 総会は、全会員を以て構成し、次の事項を議決する。
  - ア 前年度事業報告及び決算について
  - イ 当年度事業計画及び予算について
  - ウ 役員改選について
  - エ その他本会事業の重要事項について
  - 2 開催は、年に1回とするが、必要に応じて臨時総会を開くことができる。
  - 3 議長は、会長があたる。
  - 4 総会の議事は、出席者の過半数を以て決定する。

(役員会)

- 第10条 役員会は、第5条の役員で構成し、次の事項を審議する。
  - ア 総会提出議案の審議
  - イ 重要事項の協議
  - 2 必要に応じて開催し、議長は会長があたる。
  - 3 翌年度の定例総会終了時までその機能を有する。

(校長)

第11条 校長は、学校運営上、総会及び役員会に出席し意見を述べると共に、徴収金の執行を監督し、本会の運営に参加する ことができる。

## 第5章 会計

(会計)

第12条 本会の経費は、一般会員が納入する会費、特別会員の納入する寄附金、及びその他の収入をもってこれにあてる。 本会の入会金及び会費は、総会にて決定する。

(会計年度)

第13条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(帳簿)

- 第14条 本会に次の帳簿を備え付ける。
  - ア 会員名簿
  - イ 役員名簿
  - ウ 会計簿

## 第6章 補則

(会則改正)

第15条 本会の会則を変更する場合は、総会の議決を要する。

(細則)

- 第16条 会長は、会務を処理するために必要な事項に関して細則を定めることができる。
- 第17条 本会の事業運営のため、独立採算制の特別会計を設けることができる。
- 第18条 本会の事務処理のため、職員を雇用することができる。

附則

1 本会則は、令和4年4月1日より施行する。

## 福島県立須賀川高等学校 碧の会細則

- 第1条 この細則は、会則第15条の規定に基づき、会則の施行に関し、必要な事項を定めることを目的とする。
- 第2条 生徒が他校に転出または中途退学をした場合、すでに納入された入会金及び会費は、還付しない。
- 第3条 生徒が他校から本校に転入学した場合は、入会金及び転入学年以降の会費を納入するものとし、転入学年の会費は、転

入学時に納入する。

# 附則

1 この細則は、令和4年4月1日から施行する。